



第3期千歳市地域福祉計画
概要版
平成27年3月

発行 千歳市
編集 千歳市保健福祉部福祉課
〒066-8686
千歳市東雲町2丁目34番地
TEL : 0123-24-3131 (代表)



あつたかみのあるまち ちとせ
**第3期 千歳市
地域福祉計画**

概要版

目次	
I 計画策定にあたって	1
II 地域社会の現状	3
III 地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題	5
IV 基本方針	8
V 施策の展開	11
VI 計画の継続的な推進と評価	14

I 計画策定にあたって



計画の背景

社会の変化

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支え合いの機能が希薄化しています。すべての世代が、その能力に応じて相互に支え合う仕組みを構築することが重要です。

社会保障制度改革

平成24年8月、今後の社会保障制度改革の方向性を定めた「社会保障制度改革推進法」が制定されました。持続可能な社会保障制度とするため、「少子化対策」「医療」「介護」「年金」の4分野の改革が一体的に進められます。

新しい制度

平成27年4月から新しい「生活困窮者自立支援制度」がスタートします。既存の福祉制度だけでは支援が難しい方などに対し、制度横断的かつ包括的な支援を行うことで、自立をめざす仕組みづくりに取り組みます。

計画の位置づけと計画期間

千歳市における地域福祉計画の位置づけ

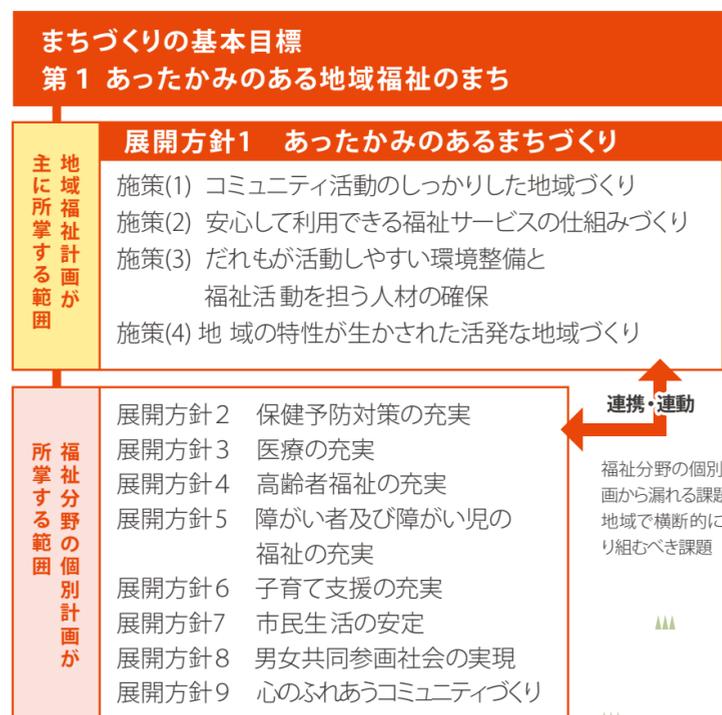
「千歳市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に関する計画であり、「千歳市第6期総合計画」の個別計画として、市民同士の結びつきや支え合いによる地域づくりを進める計画として位置づけられます。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



千歳市第6期総合計画における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市第6期総合計画」では、まちづくりの基本目標「第1 あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。この目標では、9つの展開方針を設定しており、そのうちの「展開方針1 あったかみのあるまちづくり」が、主に地域福祉計画が所掌する範囲となっています。

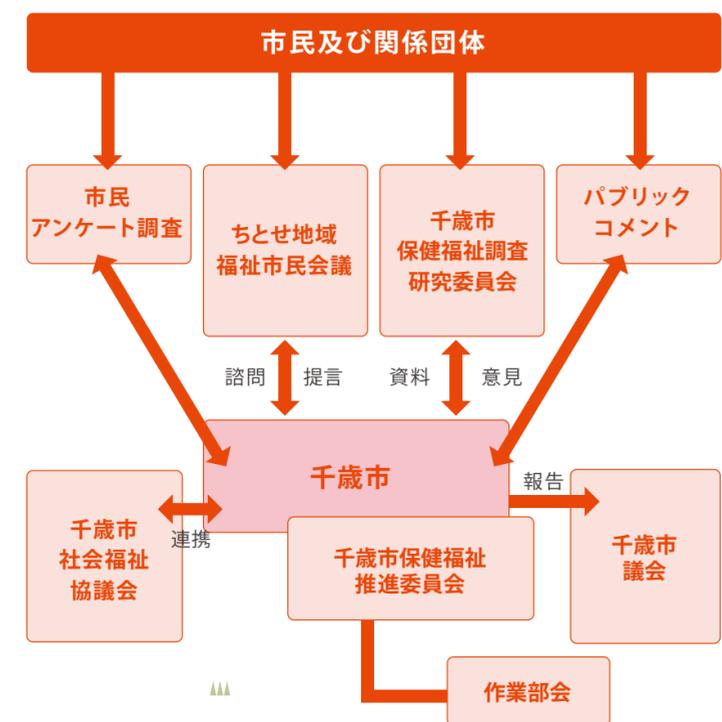


計画策定体制

計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、委員20名からなる「ちとせ地域福祉市民会議」や、市民アンケート調査により市民の意向を把握し、市民の意見を反映した計画を作成しました。

計画について、千歳市の庁内組織である「千歳市保健福祉推進委員会」における検討とともに、保健、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成される「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的、総合的な見地から幅広い意見をいただきました。

また、パブリックコメントにより、計画素案を市民に公表し、幅広い意見を募りました。



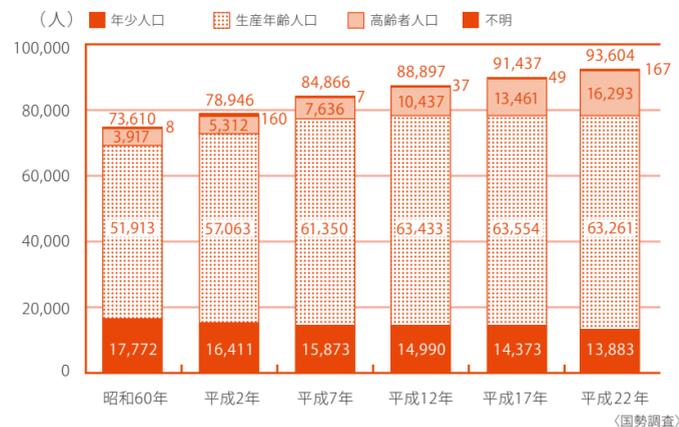
II 地域社会の現状

人口・世帯

人口

千歳市の平成22年10月1日現在の人口は93,604人であり、年々増加しています。

高齢者人口は、昭和60年に3,917人だったものが、平成22年には16,293人と大幅に増加しています。また、年少人口は、昭和60年に17,772人だったものが、平成22年には13,883人と約4,000人減少し、千歳市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。



世帯数及び世帯当たり人員

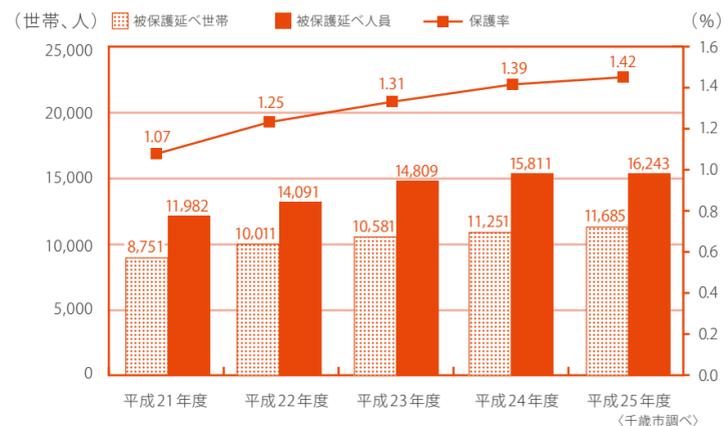
世帯数は、昭和60年の22,681世帯から、平成22年には38,541世帯と、約16,000世帯増加しています。しかしながら、1世帯当たり人員は3.25人から2.43人へと低下し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。



福祉サービスを必要とする人

生活保護受給者

生活保護受給者数について、被保護世帯数、被保護人員数共に、年々増加しています。保護率は、平成21年度に1.07%だったものが、平成25年度には1.42%と0.35ポイント高くなっています。



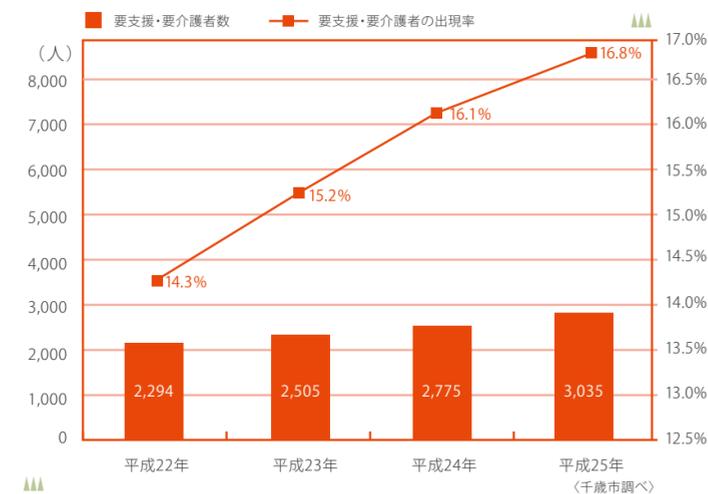
・被保護「世帯」「人員」は、各年度における各月の実世帯や実人員の合計
 ・保護率は、年度平均被保護人員の9月末住民基本台帳人口に対する割合

要支援・要介護者数

高齢者数の増加に伴い、介護保険制度における要支援・要介護者数も年々増加しています。

要支援・要介護者数は、平成22年には2,294人だったものが、平成25年には3,035人と、741人増加しています。

65歳以上人口に対する要支援・要介護者の割合(出現率)も年々高まり、平成25年には16.8%となっています。



障がい者(手帳所持者)数

千歳市の障がい者数(障害者手帳所持者数)について、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれも、年々増加しています。

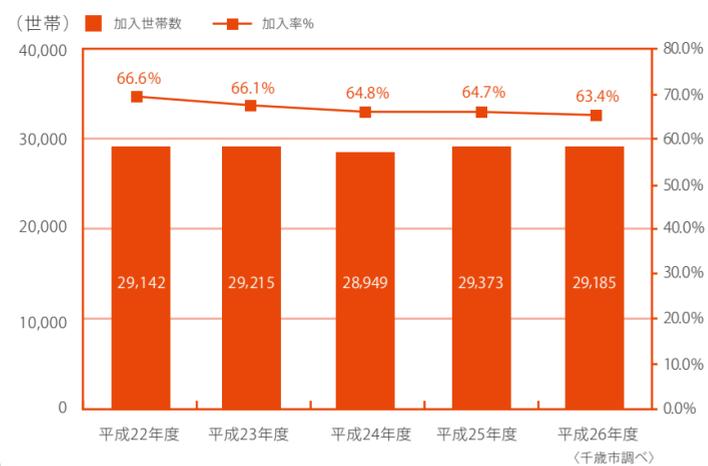


地域活動

町内会・自治会

現在、千歳市には町内会・自治会(連合会を含む)が151団体あります。全世帯の約6割が加盟し、地域活動を展開しています。

町内会・自治会への加入世帯数は横ばいで推移していますが、加入割合は年々低下しています。



III

地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題

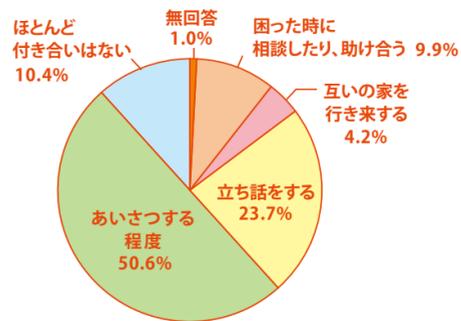


市民アンケートやちとせ地域福祉市民会議の結果から、地域福祉をめぐる千歳市の課題を整理しました。

1 地域福祉の理念の普及

地域の結びつきがあると考えている市民は半数程度であり、実際の近所付き合いは「あいさつ程度」「立ち話をする程度」という方がほとんどです。地域活動に参加していない方の中にも、「地域社会の一員として役立ちたい」と考えている方がいます。

【近所付き合いの程度】



〈市民会議の意見〉

- 町内会を基本としつつ、隣近所やごみステーションの範囲など、小さな単位での声かけや交流などをきっかけに、地域のつながりをつくっていくことが大切です。
- 仕事や家庭の事情などから、地域活動に参加できない人がいます。「アフター5」の活用、町内会行事への参加など、市民の「勇気ある一歩」を引き出せるようなきっかけづくりが必要です。
- 世代間交流などにより、若い世代にも地域福祉の理念を広げていく工夫が必要です。

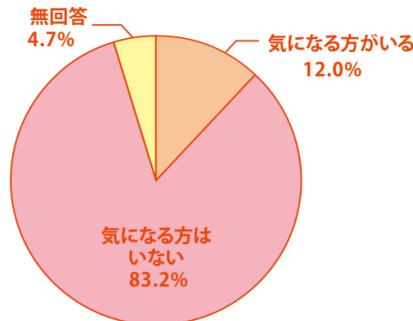
〈課題〉

- 地域福祉の基礎となる市民同士の結びつきを強める取組が必要です。
- 地域活動に参加したいと思っている市民が、それぞれの状況に応じて参加できるよう、心理的・物理的な「活動参加のハードル」を下げるための取組が必要です。
- 幅広い市民に「地域福祉」についての理解を深める活動が必要です。

2 生活課題への取組

手助けを必要とする市民を把握して、対応することが求められています。また、手助けを必要とする方に適切に対応するためには、プライバシーなど個人情報に関わる課題があることがわかりました。

【生活困窮者への気づき】



〈市民会議の意見〉

- 対象者別の制度では解決しにくい地域課題があり、「制度の狭間」にあってサービスが必要としている市民がいます。
- 困っている人を発見した時に、必要なサービスに結び付けるネットワークが必要です。しかしながら、個人情報などの問題から、うまく情報をつながられないことがあります。
- 民生委員児童委員など、地域のなかで困りごとを抱えている市民と行政機関などとの間をつなぐ「パイプ役」になる人を育てていくことが必要です。

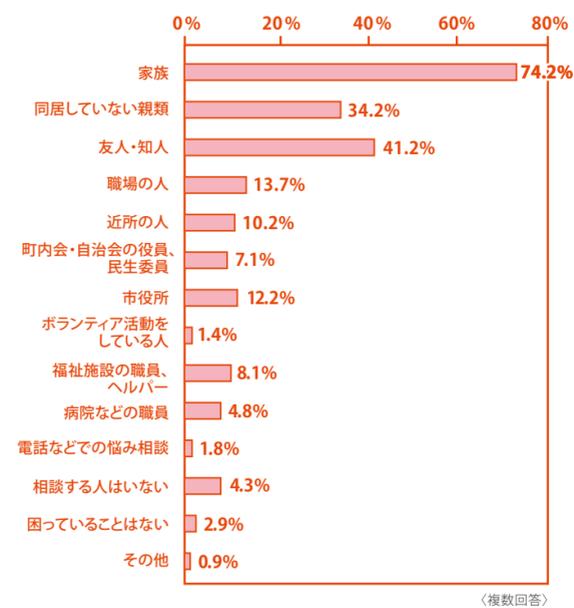
〈課題〉

- 生活困窮者をはじめとして、これまでの制度では解決しづらい課題に対応するため、市民・事業者・市の連携による新しい仕組みづくりが求められています。
- 災害時など、支援を必要とする人に確実に支援の手が届くよう、個人情報を適切に取り扱うためのルールづくりや個人情報を共有できる地域の土台づくりが必要となっています。

3 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

福祉サービスを安心して利用できる仕組みが整っていると感じているのは半数程度です。安心して福祉サービスを利用するために、手助けをする側と受ける側が互いによく理解しあうことが重要です。

【日々の困りごとの相談相手】



〈市民会議の意見〉

- サービスがあることを知らない、自分がサービスの対象かどうかわからない、制度がわかりづらいなどの理由から、必要なサービスを利用できない市民がいます。
- 困りごとの相談先や、困った時にどこを頼っていいかわからないことなどから、必要なサービスにたどり着けない市民がいます。
- せっかく相談したのに「たらいまわし」を受けてしまい、適切な機関へつなげてもらえなかった市民がいます。

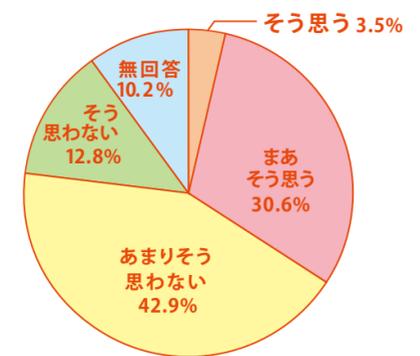
〈課題〉

- 相談できる場所や人を市民に明示するとともに、サービスを受けることに対する抵抗感を軽減するための工夫が必要です。
- すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、サービスを利用できるよう情報の周知を進めることが必要です。
- 専門職がその専門性を高め、連携・情報交換の仕組みを整えることで、「サービスの網」から漏れてしまう市民をなくす取組が求められています。

4 福祉のまちづくり

安心して暮らせる生活基盤が十分に整っていないと思っている市民が多くいます。ハード面だけでなく、人材育成や、地域関係者によるネットワークや連携体制の構築など、さまざまな側面からの取組が求められます。

【誰もが安心して暮らせるまちだと思えるか】



〈市民会議の意見〉

- 「外出しにくい」「歩きにくい」と感じている市民がいます。
- 専門職が分野ごとに分かれていて、うまく横の連携が機能していない場合、せっかくの専門知識や人材を活かされていない状況が見受けられます。
- どのような組織や人材が地域にいるのか、あまり知られていません。
- 地域住民の力だけで地域の課題を解決することは難しく、行政や専門職などと力を出し合うことが必要です。

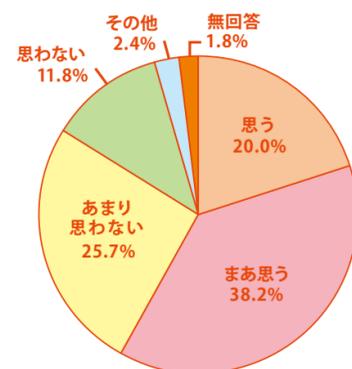
〈課題〉

- 公共交通機関や道路の整備など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化について、さらなる取組が求められています。
- 地域の中で「核」となる人材や専門職の育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みづくりが必要です。
- 市民、事業者、市が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりが求められています。

5 地域活動に参加しやすい仕組みづくり

地域活動に参加しやすい仕組みが十分でないと思っている市民が多くいます。積極的な地域活動への参加を促すためには、手助けをする側と受ける側が、お互いに十分に理解しあうとともに、経験の豊富な人材を育て、活用することが重要です。

[地域社会の一員として
役に立ちたいと思うか]
(地域活動に
参加していない市民)



〈市民会議の意見〉

- ボランティア活動に参加したいと思っても、どこに行けば情報があるのか、どこでボランティア活動ができるのか情報がないために、参加できない人がいます。
- 近隣や単位町内会だけでは解決できない課題については、町内会同士の連携や、専門機関・行政などの連携によって取組を進める必要があります。



〈課題〉

- ボランティア活動や地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得られるようにすることが必要です。
- 活動への参加のきっかけとして、「ボランティアポイント制度」など新しい仕組みの導入も含め、参加を促す取組を検討することが求められています。



IV 基本方針



基本理念

あったかみのあるまち 「ちとせ」

市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら
どんなときも安心して暮らし続けられる
あったかみのあるまちを実現します



計画目標

計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

市民が、必要な時に適切に福祉サービスの情報を入手し、利用できるまちを実現します。個々の暮らしに合わせ、市民同士の助け合いや行政サービス、民間のサービスなど、さまざまなサービスの中から、自分が必要としているものを選ぶことができるようにするとともに、今ある福祉サービスをよりわかりやすく、利用しやすくします。

地域の中には、「困っている」と助けを求めることが難しい方や、支援が必要なのに福祉サービスと結びついていない方がいます。市民、事業者、市のそれぞれがアンテナを磨き、地域の中で困っている人を見つけ、支援の輪へとつないでいくネットワークをつくります。

計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

地域福祉に関わる人材や情報、サービス等の社会資源の質を高め、ソフト・ハードの両面から社会資源へのアクセスが容易な「福祉のまちづくり」をめざします。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら福祉のまちづくりを推進し、大きな災害に見舞われるなど困難な状況にあっても、必要なサービスや手助けが行き届くようなまちにします。

計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

誰もが安心して暮らし続けられるまちをつくることは、市民一人ひとりの大切な役割です。地域福祉の考え方や大切さを理解して、誰もが主体的に地域福祉に関わることができるまちをめざします。

千歳に暮らす市民一人ひとりが勇気ある一歩を踏み出し、自分のできることから取り組むことができるよう、必要な情報や仕組みを整えます。

また、町内会・自治会などのコミュニティ活動を推進し、地域福祉の理念の普及啓発をとおして、さまざまな活動が地域で広がりをもって活発に実践されるよう促進します。

計画の体系



※ 基本施策の【重点施策】は、国の動向や「ちとせ地域福祉市民会議」において活発に議論された内容を基に設定しています。

- 基本施策** 具体的施策（例）
- 基本施策 1** **身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供**
 ●民生委員児童委員の活動促進
 ●千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿2020」の新設 など
 - 基本施策 2** **福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり**
 ●「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設 など
 - 基本施策 3** **生活困窮者自立支援制度 【重点施策】**
 ●生活困窮者自立支援事業の実施
 - 基本施策 4** **ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備**
 ●「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成 など
 - 基本施策 5** **災害時における避難行動要支援者の支援 【重点施策】**
 ●避難行動要支援者にかかる名簿の作成 など
 - 基本施策 6** **福祉事業者の育成と支援**
 ●千歳市社会福祉協議会との連携強化 など
 - 基本施策 7** **コミュニティ・ソーシャル・ワークの調査研究**
 ●「(仮称)地域福祉コーディネーター」の研究 など
 - 基本施策 8** **福祉教育の推進**
 ●フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供 など
 - 基本施策 9** **虐待防止と権利擁護の普及啓発**
 ●市民後見人養成の推進 など
 - 基本施策 10** **町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進**
 ●「(仮称)現代版・寺子屋」の実施 など
 - 基本施策 11** **ボランティアの支援 【重点施策】**
 ●「ボランティアポイント制度」の導入 など

V 施策の展開



計画目標 I 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標 i 安心して利用できる福祉サービス

すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

基本施策	個別施策
①身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員の活動促進 各種相談窓口の確保と連携 福祉情報の発信と共有 千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿2020」の新設
②福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域における課題やニーズの発見 「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設

基本目標 ii 福祉サービスの狭間にある問題への対応

今ある福祉制度だけでは対応が難しい、新たな地域の課題に対応します。
平成27年4月からスタートする「生活困窮者自立支援制度」を実施して、課題を抱えた市民に対する包括的かつ継続的な支援を行うとともに、関係機関などと連携した地域づくりに取り組みます。

基本施策	個別施策
③生活困窮者自立支援制度【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業の実施



計画目標 II 地域の社会資源を育む環境づくり

基本目標 iii 福祉事業の基盤づくり

公共交通機関や道路整備などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化について、さらなる取組を進めます。

また、災害時に手助けが必要な人へ支援が行き渡る仕組みづくりを進めます。

基本施策	個別施策
④ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成 ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進 福祉有償運送等の促進
⑤災害時における避難行動要支援者の支援【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者にかかる名簿の作成 自主防災組織の活動促進と避難所単位の連携体制の確立

基本目標 iv 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会など地域の「核」となる団体や、福祉に関わる専門職などの人材育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みをつくります。

また、市や専門職と、地域の住民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりを行います。

基本施策	個別施策
⑥福祉事業者の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業者の自己評価及び第三者評価の促進 千歳市社会福祉協議会との連携強化
⑦コミュニティ・ソーシャル・ワークの調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの推進 「(仮称)地域福祉コーディネーター」の研究

計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

基本目標ⅴ 地域福祉の理念の普及

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、自分たちのまちをつくる大切な役割として積極的に地域活動に参加できるような取組を進めます。

基本施策	個別施策
⑧福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域活動との連携 ・フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供
⑨虐待防止と権利擁護の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成の推進 ・子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力(DV)の防止 ・保健福祉オンブズマン制度の推進

基本目標ⅵ 福祉活動を支援する環境づくり

地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるようにします。

町内会活動やボランティア活動などの地域活動が活発に行われる地域をめざし、日々の活動や交流を通じて、地域の中に支え合いの輪を広げます。

基本施策	個別施策
⑩町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り活動や防犯の推進 ・地域活動のための既存施設の有効活用 ・地域における環境美化や除雪事業の支援 ・「(仮称)現代版・寺子屋」の実施
⑪ボランティアの支援【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティアポイント制度」の導入 ・ボランティアセンターの支援と福祉ボランティア人材の育成支援 ・ボランティアやNPO活動に関する情報の提供



Ⅵ 計画の継続的な推進と評価



市民・事業者・市の協働による計画の推進

市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識し、身近なところでできることをともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践が必要です。

事業者の役割

福祉サービスの提供者として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により総合的なサービスの提供に取り組むことが求められています。

市の役割

市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進

本計画の基本理念や目標を実現させるためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが期待されます。

第6次地域福祉実践計画と相互に連携しながら、施策の実現をめざします。

計画の進捗状況の把握と評価

本計画の施策を推進するため、庁内における進捗確認とともに、市民の代表で構成された「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画の評価や進捗状況について意見を聞くこととします。

また、委員会の結果は、ホームページなどを通じて市民に公表します。

財政基盤の確立

施策の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。

